別表第二第3号様式の表を次のように改める。

（単位：百万円）

	株主資本				その他の包括利益累計額					新株予約権	少数株主部分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰越ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期変動額												
新株の発行	××	××		××								××
国庫納付			△××	△××								△××
剰余金の配当			△××	△××								△××
当期純利益			××	××								××
：：：												××
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					××	××	××	××	××	××	××	××
当期変動額合計	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期末残高	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十六年三月三十一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の株式会社国際協力銀行の会計に関する省令別表第一第3号様式及び別表第二第3号様式は、平成二十六年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

○財務省令第十五号

株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）第二十一条の規定に基づき、株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日　　財務大臣　麻生　太郎

株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令の一部を改正する省令

株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令（平成二十年財務省令八十号）の一部を次のように改正する。

別表第一第3号様式の表を次のように改める。

（単位：百万円）

	株主資本									評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計							
						××積立金	繰越利益剰余金								
当期首残高	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××
当期変動額															
新株の発行	××	××		××						××					××
剰余金の配当					××		△××	△××		△××					△××
当期純利益							××	××		××					××
自己株式の処分									××	××					××
：：：															××
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											××	××	××	××	××
当期変動額合計	××	××	—	××	××	—	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期末残高	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××